

京都市告示第302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成30年9月14日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社やさしい手京都北（代表取締役 松井 常孝）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市下京区七条通河原町西入材木町478番地

3 事業所の名称

株式会社やさしい手京都北 西院訪問介護事業所

4 事業所の所在地

京都市右京区西院矢掛町32 SOMビル2階

5 指定する事業の種類

居宅介護

6 指定年月日

平成30年9月1日

7 事業所番号

2610781912

(保健福祉局障害保健福祉推進室)